

阿南工業高等専門学校グローバル推進室規則

(平成21年4月1日)

(規則第22号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に阿南工業高等専門学校グローバル推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、本校の特色を活かし、グローバル戦略の企画立案を行い、教育研究の国際展開を推進するとともに、本校及び海外の教育・研究機関・地域社会等との連携により国際的視野を持ったグローバルに活躍できるエンジニアを育成することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的なグローバル戦略の策定及び実施に関すること。
- (2) 教員の教育研究の国際展開推進に関する業務
- (3) 国際交流協定校・連携企業との連絡・調整及び新規連携先の開拓等の渉外業務
- (4) 海外派遣学生のための情報提供、事前教育、渡航指導に関する業務
- (5) 海外派遣学生及び留学生選考に関する業務
- (6) 海外派遣学生及び留学生の教育、生活支援に関する業務
- (7) 海外派遣学生及び留学生の地域交流推進に関する業務
- (8) その他国際教育研究交流・海外派遣学生及び留学生交流に関する業務
- (9) 海外に向けた情報発信に関すること。
- (10) 教職員の国際性の向上に関すること。
- (11) グローバル推進に係る教育研究開発及び各種プロジェクト等に関すること。
- (12) その他推進室の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- (13) 所掌事項に係る自己点検・評価に関すること

(組織)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。また、室員が各号の職を兼ねても差し支えないものとする。

- (1) 室長
- (2) 副室長（グローバル戦略推進担当）
- (3) 副室長（グローバル連携プログラム担当）
- (4) 副室長（グローバル人材育成担当）
- (5) 一般教養教員のうちから選出された者 1名
- (6) 各コース教員のうちから選出された者 各1名
- (7) 専攻科長が指名する者
- (8) 副教務主事又は教務主事補の中から教務主事が指名する者 1名
- (9) 副学生主事又は学生主事補の中から学生主事が指名する者 1名
- (10) 副寮務主事、寮監又は寮務主事補の中から寮務主事が指名する者 1名

(11) キャリア支援室教員の中から室長が指名する者

(12) 本校教職員の中から室長が指名する者

2 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、特別担当教員を置くことができる。

(室長)

第5条 室長は、本校の教員の中から、校長が指名した者をもって充て、推進室の業務を掌理する。

2 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した副室長がその職務を代行する。

(副室長)

第6条 副室長は、本校の教員の中から、室長が指名した者をもって充て、室長の職務を補佐する。

(特別担当教員)

第7条 特別担当教員は、本校の教員の中から、室長が指名した者をもって充て、室長から指示された特別事項の業務を行う。

(任期)

第8条 第4条第1項第2号から第11号に掲げる室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 推進室に関する事務は学生課及び総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校留学生指導・国際交流専門員会規則（平成16年4月1日規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。